

## 司法試験受験予備校に対する質問事項

以下の質問について、可能な限りで御回答いただきますよう、お願い申し上げます。質問に対する直接の回答が困難な場合、参考となる事項を御回答いただけると幸いです。回答の様式は問いません（この用紙に書き込んでいただいても、別途作成していただいても結構です。）。なお、12について御回答いただける場合には、1～11の回答と別に御回答いただいても結構です。

- 1 貴校において開設されている司法試験に関する講座等（法科大学院入学準備の講座、予備試験受験準備の講座、答案練習、模擬試験等を含む）の種類を教えてください。

弊塾で開講している司法試験に関する講座は以下のとおりです。

- 1、司法試験入門講座（法科大学院入学準備、予備試験受験準備共通）
- 2、答案練習会
  - (1) 論述力養成答練（学習段階に応じて）
  - (2) （法科大学院対策）適性試験答練（過去問・新作）
  - (3) （予備試験対策）短答答練（新作）、論文答練（過去問・新作）
  - (4) （司法試験対策）論文答練（過去問・新作）
- 3、模擬試験
  - (1) （法科大学院対策）適性試験模試、法学既修者試験模試、法科大学院別論文模試、小論文模試、模擬面接
  - (2) （予備試験対策）短答模試、論文模試、口述模試
  - (3) （司法試験対策）司法試験模試
- 4、その他講座等
  - (1) テーマ別講義、弱点補強講義
  - (2) 予備試験 一般教養対策講義 等

- 2 貴校における、司法試験に関する講座等の受講生（通年コースの講座（司法試験受験準備、法科大学院入学準備、予備試験受験準備）、個別の講座、答案練習、模擬試験等）に関して、学部生・法科大学院生・社会人等別の割合、さらに、学年別の内訳（割合）について、可能な範囲で教えてください（可能であれば、それぞれの人数も教えてください。）。

また、大学・法科大学院別の割合についても可能であれば教えてください。個別の大学・法科大学院別の人数を回答できない場合、平成25年司法試験におけ

る合格率が（A）平均以上の法科大学院，（B）平均未満で平均の半分以上の法科大学院，（C）平均の半分未満の法科大学院（平成25年司法試験の法科大学院別合格率順の結果は別添のとおり）の3グループで，それぞれの受講生の割合を御回答いただければ幸いです。

別紙にて回答いたします。

3 1で御回答いただいた講座について，どのような属性の受講生がどのような講座を受講する傾向にあるのか（例えば，予備試験対策の講座は大学生が多い，大学生は予備試験対策と法科大学院入学準備の両方を受講する人が多い等）について，教えてください。

講座別の受講生属性の傾向は以下のとおりです。

#### 1、司法試験入門講座について

- ・法科大学院進学、予備試験受験を問わず、司法試験合格を目指す方は、司法試験入門講座を最初の導入講義として受講する。受講生の6~7割は大学生で残り3~4割は社会人（大学卒業者。以下、「社会人」として記載。）。法科大学院入学後に受講開始する方はほとんどいない。
- ・学生・社会人、学部・出身大学等の属性は入門講座を受講するかどうかに影響しないし、また習熟度にも差はない。司法試験入門講座で習得した力を、それぞれの試験傾向に合致した答案練習会/模擬試験でブラッシュアップしていく。

#### 2、答案練習会/模擬試験について

- ・学生も社会人も、まずは予備試験合格を目標としている方が多い。入門講座を修了した段階から、予備試験対策の答練・模試を受講して試験に臨む。
- ・早期に学習開始した学生は、4年生では予備試験と併願で法科大学院進学を考える。法律基本科目の対策は大概予備試験と変わらないが、法科大学院の出題傾向に合わせ模試等で若干の演習をする。法科大学院入試特有の適性試験対策等については、答練・模試を中心に短期間で対策する学生が多い。

4 3の傾向を踏まえて，講座の内容や設定の仕方について，どのような配慮・工夫をされていますか。（例えば，法科大学院の既修者認定試験対策の講座と予備試験受験対策の講座の内容の異同や両者の関係，予備試験受験対策の講座と司法試験受験対策の講座の異同や両者の関係等）

弊塾では講座内容等について、以下の配慮をしています。

- ・さまざまな属性の受講生に配慮し、通学/在宅日程を複数準備している。
- ・法科大学院入試対策と予備試験対策は、併願者を前提に、講座の日程は重複しないように設定している。
- ・それぞれの試験の過去問分析を踏まえたうえで、入門講座で学んだ事項を答練・模試で試せるような出題設定をしている。  
また、各段階の試験の難化に対応できるよう、答練・模試では鍛えるべき能力を意識的にトレーニングし、最終の司法試験合格まで実力を引き上げるよう配慮している。
- ・短答問題の一部共通化されている予備試験と司法試験については、答練・模試についても問題を一部共通化している。
- ・予備試験合格者が翌年の司法試験に合格できるよう、半年間の集中学習で司法試験合格レベルまで実力を引き上げる講座設定、受講日程の設定をしている。

5 貴校において、司法試験に関する講座（法科大学院入学準備，予備試験受験準備の講座を含む）を教えているのは、どのような資格・経歴の方ですか。属性と人数を教えてください。（例えば、弁護士，司法試験合格者，裁判官経験者，学者等）

弊塾の司法試験対策講座の指導者属性と人数は以下のとおりです。

（法律科目指導者のみ）

弁護士 12名、司法試験合格者 4名

6 大学在学中に予備試験を受験する者が増加していますが、その要因をどのようにお考えですか。

大学在学中に予備試験を受験する者が増加している要因については、以下のように考えています。

1、 経済的に法科大学院進学が困難

- ・ 大学卒業後、更に法科大学院へ進学する費用の捻出ができないこと。
- ・ 保護者は将来に備え学資の準備を行う傾向があるが、大学院進学までを想定する家庭は少ないと考える。

2、 地理的に法科大学院進学が困難

- ・ 法科大学院そのものの偏在により、法科大学院がない地域に在住している者は進学が困難である。ここ最近の募集停止校の増加により、状況は悪化している。

- ・司法試験合格実績のある法科大学院への進学を希望する場合、その多くが関東圏や関西圏に集中しているため、地元を出られない者は進学がかなわない。地元を出られる者も、法科大学院の学費と生活費を捻出できない場合は、進学がかなわない。

### 3、 時間的に法科大学院進学を回避したい

- ・大学でのキャリア教育（民間就職・公務員）が積極的に行われているため、「大学4年で卒業。卒業後は就職もしくは任官する」という一般的なレベルから外れることに対して、精神的なプレッシャーを感じる学生が増加している。

- ・結婚や育児などの人生設計を考え、早くから実務に就きたいと考えている学生が、女性だけでなく男性についても一定程度存在する。

### 4、 その他

- ・リスクは少しでも回避したいという学生の志向。時間と費用をかけて法科大学院進学したにも関わらず、司法試験に合格できなかった場合どうするのか、という点について、事前に親を説得できるほどの熱意がもてない、もしくは、そのような結果となった時に親へ説明しなければいけないという状況を避けたい心情が先にたち、時間と費用のかからない予備試験をまずは選択する学生が存在する。

## 7 法科大学院在学中に予備試験を受験する者が増加していますが、その要因をどのようにお考えですか。

法科大学院在学中に予備試験を受験する者が増加している要因については、以下のように考えています。

予備試験に合格することができれば、一定の能力が見込める（予備試験合格者の司法試験合格率が高いことも安心材料になっている）ことから、大手法律事務所でも内定を出しやすいとのうわさもあり、就職に不安を感じている学生が予備試験合格というステータスに魅力を感じている。

## 8 大学生が予備校を利用する理由について、どのようにお考えですか。

大学生が予備校を利用する理由については、以下のように考えています。

### 1、 基礎力の養成

法科大学院入試や予備試験合格を目指す学生のみならず、学部の授業をし

っかりと理解し、学部試験で良い成績を修め、良い学部成績をとりたいたいという学生が増えている。

その一方で、大学生の学力は低下しており、一人では判例集はおろか基本書すら理解できない学生が増えている。また、このことを自覚している者も多い。

その結果、受験指導校（予備校）を利用して、基礎力を身につけたいという要請が生じている。弊社が考える「基礎」については、10の回答において述べる。

## 2、ライティング力の養成

ライティング力については、技術的（指導力）というのではなく、指導にかけられる人手と時間といった物理的な点から、大学での一人ひとりへの指導は難しいと考える。

## 9 法科大学院生が予備校を利用する理由について、どのようにお考えですか。

法科大学院生が予備校を利用する理由については、以下のように考えています。

### 1、既修者が利用する理由

- (1) ライティング力の養成の機会として
- (2) 本試験のシミュレーションの機会として
- (3) 実力判定の機会として

・受験回数制限が設けられていることから、自己の相対的な位置付けを確認することが必要と考えられている。

### 2、未修者が利用する理由

上記(1)～(3)に加え、基礎力の養成。1年間で既修入学者と同じスタートにつく、という目標を担う法科大学院の授業についていけない法学未修者が存在する。これは、司法試験合格実績のある法科大学院には見られない。

## 10 法科大学院と受験予備校との関係をどのようにお考えですか。

法科大学院と予備校の関係は、以下のように考えています。

社会に貢献する法曹を輩出するための、役割分担の関係。

・基本となる法律の解釈および事実認定は法科大学院入学前に予備校で学び、法科大学院入学後は、一歩進んだ解釈や具体的事例に応じた事実認定のトレーニングを

積むべきであるとする。弊社が考える「法律解釈の基礎」とは、「法律の趣旨から理解することにより、定型的・一義的にではなく、判例の解釈を基準としつつも、弾力的・論理的に「自分の言葉で」表現することができること」、「事実認定の基礎」とは、「判断の対象とすべき具体的な事実の抽出・選別をおこない、評価を加え、日常的・社会通念的に妥当な判断を下すことができること」である。

・法科大学院卒業後、答練などで時間内に自分の力だけで答案を書き上げるトレーニングを行い、司法試験受験に備える。

11 予備試験について、現状のままでは本来の制度趣旨を損なうおそれがあるとして、制度的な制約・変更を講じる必要があるとの意見も聞かれますが、これについてどのようにお考えですか。

予備試験制度について、制約・変更については以下のように考えています。

法曹養成制度にこそ日本国憲法の根本価値である個人の尊厳を貫くべきであるとする。

人格的生存に不可欠な「学びの自由」は人権の中でもとりわけ重要であり、国家が法科大学院進学、予備試験いずれを経て司法試験受験に至るかについてまで介入すべきではない。

かかる学びの自由を重んじ個人の選択に委ねることこそが、法曹志願者の拡大ひいては多様な人材の登用という法曹養成制度の趣旨にかなうものとする。

予備試験の弊害を論ずることよりも、今一度、多様性の確保という法曹養成制度の最も大切な目的に立ち返るべきであるとする。

12 法曹を志願する者が減少していると指摘されていますが、貴校の受講生（及びその保護者）に対し、法曹を目指すことを躊躇する要因等について、アンケート等の方法により聴取いただければ幸いです。

別途、期限までに回答いたします。

以上

非公開資料